

平成21年5月19日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 上田正俊

公判調書等に録音体を引用する場合の取扱い等について

(事務連絡)

刑事訴訟規則第52条の20及び裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第30条に規定する録音体については、訴訟記録に添付され、公判調書又は裁判員等選任手続調書の一部となるものであることから、編成方法等は、刑事訴訟記録の取扱いを定める通達等によることとなります。公判調書等への引用の方法等については、事件書類とは異なる取扱いが必要となります。

そこで、公判調書等に録音体を引用する場合の取扱い等を別紙のとおり整理し、この場合の調書等の記載例及び録音体等への事件番号等の表示例を別添のとおり作成しましたので、執務の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長から連絡してください。

(別紙)

第1 公判調書等に録音体を引用する場合の取扱い

1 録音方法等

(1) 録音

録音は、公判期日又は裁判員等選任手続の期日に立ち会った裁判所書記官が、庁用の録音装置を用いて行う。

(2) 録音状態の確認

録音後は、速やかに、録音内容を再生して録音状態を確認する。

(3) 録音体の作成

録音体（調書に引用するためのものをいう。以下同じ。）は、期日ごとに作成する。記録の再書き込みができない媒体を使用して作成する等、録音内容の消去及び改変を防止する措置をとる。

2 調書への引用方法等

(1) 調書の記載

録音体を引用した調書には、録音体を引用した旨及び事件ごとに付した録音体の通し番号を記載する。

(2) 録音体への事件の表示

録音体には、その表面に事件番号、被告人名、録音をした期日及び手続を特定する事項、調書に引用した録音体である旨並びに録音体の通し番号を表示する。

(3) 録音体の保管等

録音体は、保管ケースに収納した上で、保管袋に入れて保管する。保管袋には、(2)の事項を表示し、これを当該録音体を引用した調書の末尾に編てつする。

(4) 録音体に記録した手続の特定

同一の公判期日に行われた複数の手続を一個の録音体に記録する場合には、

保管袋に当該手続ごとの再生開始時間を表示する。ただし、引用に係る手続ごとに録音内容を分割して記録し、ファイル名等により当該手続を特定する事項を明らかにした場合は、この限りではない。

3 記録表紙への表示

他の裁判所又は検察庁に事件記録を送付する際には、記録表紙に調書に引用した録音体が存する旨及びその数量を記載する。

第2 録音体の内容を記載した書面の作成

1 作成者

刑事訴訟規則第52条の21の規定による録音体の内容を記載した書面（以下「内容記載書面」という。）の作成は、録音体を引用した事件を担当する裁判所書記官が行う。

2 記載事項等

内容記載書面には、刑事訴訟規則第52条の21の規定による録音体の内容を記載した書面である旨、事件番号、被告人名、公判期日の回数、手続の種別、録音体の通し番号、作成年月日並びに作成者の所属裁判所及び官名を記載して、これに記名押印した上で、裁判長の認印を受ける。

3 記録への編てつ

内容記載書面は、第4分類に編てつする。ただし、事件終結後に刑事訴訟規則第52条の21第3号によりその作成を命じられた場合には、記録末尾に編てつする（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」記第1の4）。

4 内容記載書面の閲覧等

内容記載書面の閲覧及び謄写については、刑事訴訟記録の閲覧等の手続によることになる。

(別添1)

録音体を引用した場合の調書等の記載例

【記載例1】証人尋問調書

平成21年(わ)第〇〇号

裁判所書記官印

証人尋問調書(この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)

氏名 ○〇〇〇

年齢 ○〇歳

職業 警察官

住居 東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号

尋問及び供述

別添録音体(番号1)に録取した証人^(注)に対する尋問及びその供述部分
のとおり

以上

(注) 同一期日に複数の証人尋問を行った場合には、引用に係る証人尋問手続の特定のため、
「証人〇〇」と記載する。

【記載例2】被告人質問調書

平成21年(わ)第〇〇号

裁判所書記官印

被告人供述調書(この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)

氏名 ○〇〇〇

質問及び供述

別添録音体(番号1)に録取した被告人に対する質問及びその供述部分の
とおり

以上

【記載例 3】証人尋問調書（特定供述を記載する場合）

平成 21 年（わ）第〇〇号

裁判所書記官印

証人尋問調書（この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。）

氏名 ○〇〇〇

年齢 ○〇歳

職業 会社員

住居 東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号

尋問及び供述

以下の供述のほか、別添録音体（番号1）に録取した証人^(注)に対する尋問及びその供述部分のとおり

- 1 起訴状の住居以外の被告人の帰住先については、・・・。
- 2 被害弁償額の状況については、・・・。

以上

- (注) 1 事件終結後の検察庁における事務処理の便宜のため、証人尋問又は被告人質問において①起訴状記載の住居以外の被告人の帰住先、②被害弁償額・示談内容、③証拠物（公判不提出の押収物を含む。）の還付先・所有権放棄等に関する事項に関する供述がなされた場合には、当該供述部分については録音体を引用せず、調書に記載する。
- 2 同一期日に複数の証人尋問を行った場合には、引用に係る証人尋問手続の特定のため、「証人〇〇」と記載する。

【記載例 4】被告人質問調書（特定供述を記載する場合）

平成 21 年（わ）第〇〇号

裁判所書記官印

被告人供述調書 (この調書は、第1回公判調書と一体となるものである。)

氏名 ○○○○

質問及び供述

以下の供述のほか、録音体（番号1）に録取した被告人に対する質問及びその供述部分のとおり

- 1 起訴状の住居以外の私の居住先については、・・・。
- 2 示談の内容については、・・・。
- 3 押収された○○の還付先については、・・・。

以上

(注) 記載例3に同じ。

【記載例5】裁判員等選任手続調書

裁判長認印 ㊞

平成21年（わ）第○○号

裁判員等選任手続調書

被 告 人 氏 名	○ ○ ○ ○ (欠席)
被 告 事 件 名	殺人
手 続 を し た 年 月 日	平成21年○月○日
手 続 を し た 裁 判 所	○○地方裁判所第○刑事部
手 続 を し た 場 所	○○地方裁判所質問手続室
裁 判 長 裁 判 官	○ ○ ○ ○
裁 判 官	○ ○ ○ ○
裁 判 官	○ ○ ○ ○
裁 判 所 書 記 官	○ ○ ○ ○
出 席 し た 檢 察 官	○ ○ ○ ○

出席した弁護人 ○ ○ ○ ○

出頭した裁判員候補者 別紙出頭裁判員候補者一覧表記載のとおり

裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに裁判員候補者の申立て
別添録音体（番号1）に録取した裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに裁判員候補者の申立て部分のとおり

不選任決定等
別紙出頭裁判員候補者一覧表記載のとおり

裁判員及び補充裁判員の選任等

裁判長
1 別紙被選任者一覧記載のとおり、裁判員に選任する旨決定
(以下省略)

【記載例6】録音体の内容を記載した書面（刑訴規則52条の21）

裁判長（官）認印 ㊞

録音体内容記載書面（刑訴規則第52条の21）

事件番号 平成21年（わ）第〇〇号

被 告 人 ○〇〇〇

期 日 第1回公判期日

手 続 証人尋問（証人〇〇）

録 音 体 番号1

録音体の内容は、以下のとおり^(註)

1 私は、被告人の兄です。
(中略)

5 被告人は、私の家に住まわせ、しっかりと監督します。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○印

(注) 録音体の内容については、必ずしも逐語的に記載する必要はない。

(別添 2)

録音体等への事件番号等の表示例（イメージ）

【表示例 1】録音体への表示（公判調書に引用した場合）



【表示例 2】保管袋

[調書引用録音体] 平成〇年(わ)第〇〇号 被告人 ○〇〇〇
番号 1 第1回公判 証人尋問 証人〇〇（開始時間 00:00:01） 証人△△（開始時間 00:15:59） 被告人質問（開始時間 00:45:11）
番号 2 第2回公判 被告人質問

- (注) 1. 第1回公判において複数の証人等に対する証人尋問手続等を一個のファイルで記録した場合の記載例。各手続ごとにファイルを作成し、ファイル名として供述者名を付ける等、当該手続を特定する事項を明らかにする措置をとった場合には、再生開始時間を記載する必要はない。
2. 複数の手続について録音体を引用した場合の保管袋の編てつ箇所は、保管袋に記載された最後の手続で引用した調書（表示例では、第2回公判期日の被告人供述調書）の末尾に編てつする。

【表示例3-1】記録表紙1

公判調書引用録音体 1枚添付

- (注) 公判調書に引用した録音体の場合は朱書きで表示し、通訳人事件で記録に添付した録音体の場合は黒字で表示するなど、両者を明確に区別する。

【表示例3-2】記録表紙2

引用録音体（公判・裁判員等選任手続） 1枚添付

- (注) 表示例3-1と同じ。